

電波航法研究会規約

昭和32年4月15日制定
昭和40年5月21日改定
昭和46年4月22日改定
昭和53年5月29日改定
平成元年5月29日改定
平成28年5月31日廃止

(目的)

第一条 本会は、電子航法の方式、機器及びその運用技術の発達並びに普及を図ることを目的とする。

(名称)

第二条 本会は、電波航法研究会と称する。

(事業)

第三条 本会は、第1条に掲げる目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 電子航法の方式、機器及びその運用技術（以下「電子航法技術」という。）に関する調査及び研究
- 二 電子航法技術に関する資料の収集及び頒布
- 三 電子航法技術に関する航法普及
- 四 電子航法技術に関する意見の発表及び建議
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第四条 会員を分けて次の4種類とする。

- 一 正会員
- 二 個人会員
- 三 推せん会員
- 四 特別会員

- 2 正会員は、電子航法技術の発達及び普及に関係のある会社並びに団体とする。
- 3 個人会員は、電子航法技術に関心を持ち、本会の目的に賛同する個人とする。
- 4 推せん会員は、電子航法技術の発達及び普及に関係のある学識経験者であって、会長の推せんする個人とする。
- 5 特別会員は、電子航法技術の発達及び普及に関係のある政府機関、並びに学校とする。

(会員の責務)

第五条 会員は、本会の事業に積極的に参加し、会員相互の知識を高めるための資料を提供し、電子航法の発達及び普及に寄与すると共に本会の発展に努力しなければならない。

(入退会)

第六条 会員の入会及び退会は、会長の承認を受けなければならない。

第七条 会員は5名以上の連盟をもって推せん会員を会長に対して推せんをすることができる。

(会費)

第八条 正会員及び個人会員は、別に定めるところにより入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 一旦納入された会費は理由の如何を問わず還付しない。

(会長、副会長)

第九条 本会に会長1名及び副会長若干名を置く。

- 2 会長及び副会長は会員の互選によって選任する。
- 3 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長に事故がある場合に、会長があらかじめ指名した順序に従い会長に代わってその職務をとる。
- 5 会長及び副会長の任期は1年とする。但し、留任を妨げない。

(総会)

第十条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、事業年度終了後2箇月以内に会長が招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は会員総数の5分の1以上から申出があったときに会長が招集して開催する。
- 4 総会は、会員の3分の1の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ指名された議題については、委任状の提出をもって出席とみなすことができる。
- 5 総会の議長は会長とし、議決を行う場合にあっては、出席会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは会長が決定する。
- 6 総会の議決権は各会員について、1票とする。

第十一条 次に掲げる事項については、総会の議決又は承認を受けなければならない。

- 一 規約及び規定の変更
- 二 収支予算及び決算
- 三 寄附物件の収受
- 四 会員の除名
- 五 解散
- 六 その他重要な事項

(研究会)

第十二条 第三条に掲げる事業として研究会を会長が招集して開催する。

(専門部会)

第十三条 特定の事項を調査研究するため会長は専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会長及び専門部会に属すべき会員は、会長が指名する。
- 3 専門部会長は、部会の運営をつかさどり、部会で得た結果について会長に報告しなければならない。
- 4 会員は特定の調査研究事項について会長に提案することができる。

(会誌の刊行)

第十四条 第三条第三号に掲げる事業として、会誌「電波航法」を刊行するものとする。

- 2 会誌「電波航法」は、別に定めるところにより、会員に無料で配布するものとする。
- 3 会誌「電波航法」は、刊行の都度頒価を定めて一般に頒布することができる。

(幹事及び会計監査)

第十五条 会長は、会員又は会員たる組織に属する職員の中から若干名を幹事及び会計監査として委嘱する。

- 2 幹事は、会長を補佐し、本会の事業の円滑な遂行を図るものとする。
- 3 幹事を分けて常任幹事、企画幹事及び編集幹事とする。
- 4 常任幹事は、庶務、会計及び出版に関する事項をつかさどる。
- 5 企画幹事は、会の運営について企画審議する。
- 6 編集幹事は、開始「電波航法」の刊行について企画し、編集する。
- 7 会計監査は、本会の会計事務を監査し、定期総会に報告する。

(雑則)

第十六条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第十七条 この規約に定めるものの外、会計事務その他本会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第十八条 本会の事務局は東京都内におく。

附則

- 1 本規約は、総会で議決された日のよく日から発行する。